

議案第 5 2 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

災害被災地等への職員派遣に際し、派遣地域に応じ単身赴任手当及び寒冷地手当を支給するため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」への転任」を「勤務場所を異にする異動等」に改める。

第17条の2中「海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」」を「寒冷地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）に定める地域及び区域をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。